

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	30 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	33 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月及び同年2月

私の国民年金については、私が昭和49年2月に会社を退職したので、私の父親が将来のことを考え、加入手続を行った。

国民年金保険料については、昭和50年3月に再就職し厚生年金保険に加入するまでの間、私の父親が納付書を使って納付していた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年2月に会社を退職後、申立人の父親が国民年金の加入手続を行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号の払出日や申立人が所持している国民年金保険料の領収書の日付などから、申立人の国民年金加入手続は49年4月ごろと推認されることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間は1回、かつ2か月と短期間である上、申立人が所持している国民年金手帳の記載から、昭和50年3月の厚生年金保険適用事業所への再就職時に国民年金の資格喪失手続が行われていることが推認され、喪失手続のみを行い、申立期間の国民年金保険料を未納のままにしておくことは考え難く、申立期間の直前の49年12月まで保険料が納付済みとされていることを考え合わせると、申立期間について保険料が納付されていたと考えても不自然ではない。

さらに、申立人が申立期間当時居住していた市は、社会保険事務所からの納付記録確認の照会に対して、該当者がいない旨を回答しているが、申立人は同市の発行した国民年金保険料の領収書を現在も所持していることから同市で国民年金被保険者であったことは明らかであり、事務処理上の誤りがうか

がえる。

加えて、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料はすべて納付している上、前納している期間もあることなどから、保険料の納付意識は高かったものと思われる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3021

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 8 月から 58 年 6 月まで
② 昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月まで

昭和 57 年 8 月に勤務先の会社を退職した後、私の母親が、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。また、申立期間②当時、母親は、免除申請の手続を行ったこともなく、保険料を納付していた。私は、申立期間①及び②当時、母親がずっと保険料を納付してくれたにもかかわらず、申立期間①の保険料が未納とされている上、申立期間②が申請免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申請免除の期間とされているが、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、一度も免除申請の手続を行ったことはないと述べている上、申立人の保険料の納付記録によれば、申立期間②中に、それ以前の期間の保険料を過年度納付しており、その当時、その母親が申請免除の手続を行ったとは考えにくい。

また、申立期間②に近接する期間が、当初、申請免除の期間となっていたが、その後、申立人の国民年金保険料の納付記録において、現年度納付されていることが判明し、申請免除から納付済みに記録が変更されるなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

2 一方、申立期間①については、申立人は、申立人の母親が、昭和 57 年 8 月に申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、最近、発行された年金手帳を除け

ば、年金手帳を1冊しかもらったことがないと述べており、その手帳に記載された国民年金手帳記号番号は60年10月ごろに払い出されている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人の保険料の納付記録によると、現に、その時点で納付可能な限度である昭和58年7月からの保険料を過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月から同年5月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月から同年5月まで

私は、申立期間については厚生年金保険加入期間であったが、国民年金保険料も納付していたことから、社会保険事務所に照会したところ、その国民年金保険料は既に還付済みであるとの回答であった。

私は、これまで申立期間以外の国民年金保険料の還付金を2回受領しており、その際の国庫金振込通知書は2回共保存しているが、申立期間については、社会保険事務所から当該通知書の送付を受けたことは無いし、当時、夫婦共働きであったので、仮に還付金を受領するには金融機関の窓口ではなく口座振込しか考えられないが、当時使用していた金融機関の預金通帳には還付金が入金された形跡が無いにもかかわらず、申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を口座振替により納付した際の預金通帳及び領収証書を保管しており、保険料が納付されていたことが確認できるが、社会保険事務所が申立人に還付金を振り込む可能性のあるその口座の通帳には、申立期間に係る還付金が振り込まれた形跡は見当たらない。申立人は、保険料納付、還付金受領などにおいて、口座による決済を継続的に常用していたことが確認できるところ、聴取した申立人の当時の生活状況からもそれが裏付けられるため、申立期間の還付金受領についても同様であったことが推認されるが、当該口座通帳のみならず、申立人が別に保管する申立期間当時に使用していた他の口座の預金通帳にもすべてその形跡は見当たらないことから、申立期間の国民年金保険料が還付されたとするのは不自

然である。

また、申立人は、これまでに申立期間以外の国民年金保険料の還付金を2回受領しており、その際の国庫金振込通知書を長期間にわたってそれぞれ保管していることなどが認められ、このように継続的に保険料還付に係る証拠資料を保持している申立人が、申立期間に係る還付関係資料のみ、所持していないのも不自然である。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳には、昭和55年6月に申立期間の国民年金保険料を還付決定した記載が見られるが、同台帳には、当時、申立人の氏名が誤って記載されていたほか、申立人の住所についても住居表示変更前のものと推認できる記載が見られるなど、行政側の記録管理に瑕疵があったことが認められることから、申立人に対する還付に係る事務処理が適切に行われていなかった可能性も否定しきれない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月から同年11月まで

私は、大学卒業後、母親から国民年金への加入を勧められたこともあり、昭和60年4月ごろに国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料については、勤務していた会社の近くの金融機関で数か月ごとに納付書により納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ5か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付書により、当時勤務していた会社の近くの金融機関で納付したことを鮮明に記憶しており、申立期間当時、納付書により当該金融機関で保険料を納付することは可能であったことが確認できる上、申立人が納付したと主張する保険料額は、実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、平成5年3月に会社を退社して以降、雇用保険の基本手当を受給していた期間について国民年金保険料を納付している上、7年9月に正社員として会社に入社後、会社の都合により厚生年金保険に加入できなかった期間も継続して保険料を納付していることが確認できることから、厚生年金保険に加入するまでの申立期間についても保険料を納付していたとするのが自然である。

加えて、申立人は、申立期間前の国民年金の加入期間である平成7年2月及び8年9月に社会保険事務所を訪問して、自身の年金記録を確認している

ことから、申立人は国民年金の重要性を認識していたものと認められる。

その上、申立人は、複数回にわたる厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている上、国民年金保険料を前納している期間もみられるなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から54年3月まで

私は、高校を卒業後、住み込みで働いており、20歳になった時に雇用主が私の国民年金の加入手続を行ったと思う。その後、私は、納付書により職場近くの金融機関で国民年金保険料を納付した。20歳からずっと国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時に雇用主が申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと思うと主張しているところ、雇用主は申立人が20歳のときに区役所から国民年金の通知が送付されたため、申立人の国民年金の加入手続を行ったと証言している上、雇用主が申立人と同様に住み込みで雇用していた他の従業員もおおむね20歳時点で国民年金に加入していることが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、国民年金保険料を納付書により金融機関で納付したと主張しているところ、申立人が居住していた区では、昭和45年4月から納付書制度が開始されていることが確認できる上、申立期間当時、金融機関で保険料を納付することは可能であったことが確認できるとともに、申立人が加入当初に納付していたとする保険料額は当時の金額とおおむね一致している。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人及び申立人の同僚については、昭和54年4月から国民年金保険料の納付が開始されているが、その同僚は、「私が保険料の納付を始める以前から、既に申立人は国民年金保険料を納付していた。」と証言していることから、申立人が同年3月以前から国民年金

保険料を納付していたものと推認できる。

加えて、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする雇用主は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入している上、加入期間のほとんどの保険料を納付している。

その上、申立人は、申立期間を除く国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金と厚生年金保険との切替手続も適切に行っていることから、国民年金保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 50 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 46 年*月、兄が私の国民年金の加入手続を市役所で行った。申立期間当時、私は実家から離れた大学に通っていたため一人住まいをしており、国民年金に加入していたことは知らなかったが、兄が 3 年ほど前に実家の片付けをした際、私の国民年金手帳がみつきり、兄が私の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたことを知った。

申立期間の国民年金保険料については、兄が集金人に納付しており、兄の結婚前においては兄弟 2 人分の保険料を、兄の結婚後においては兄嫁を加えた 3 人分の保険料をまとめて納付していた。申立期間について、国民年金手帳も発行されているのに、私だけ国民年金に未加入の上、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 46 年 6 月に払い出されていること及び強制加入であったことが確認でき、申立人の国民年金加入手続の時期は、当該番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、同年同月から同年 7 月ごろと推認されることから、申立人の実家を管轄する社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人は国民年金被保険者資格を喪失させられていることが確認できるが、喪失の時期や理由について全く記載されていない上、申立人の兄は当該喪失手続を行った覚えはないとしており、喪失すべき理由も特に見当たらないことから、当該喪失については行政の事務処理に誤りがあったことがうかがわれる。

また、申立人の兄は集金人の姓を憶えているとしているとともに、社会保

険事務所の記録から国民年金保険料の納付状況が確認できる範囲では、申立人の兄は昭和 42 年から 45 年までの期間、申立人の兄嫁は 47 年から平成 5 年までの期間が、それぞれ現年度納付であったことが認められることから、申立人の兄が国民年金保険料を集金人に納付していたとする申立内容に特段の不合理な点は見当たらない。

さらに、申立人は加入手続時に交付されたとする国民年金手帳を現に所持しており、当該手帳の申立期間に係る国民年金印紙検認欄には検認印が押されていないが、申立期間の保険料が納付済みとされている兄夫婦の国民年金手帳も同様となっていることから、申立期間においては、印紙検認方式から領収書方式に移行していたものと推認され、申立期間における申立人の保険料については、兄又は兄夫婦の保険料と共に納付されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 3 月に専門学校を卒業し、同年 4 月からアルバイトを始めたことを契機に国民年金に加入した。市役所で加入手続を行った際に、50 年 4 月から国民年金に加入する義務があったこと、過去 2 年間であればさかのぼって国民年金保険料を納付できることなどの説明を受け、過去の分の保険料を納付できるように発行してもらった納付書を使って保険料を納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 4 月に国民年金に加入したと主張しているところ、申立人は昭和 51 年度の国民年金保険料を現年度で納付した領収証を所持しており、その領収月は昭和 52 年 4 月となっていることから、少なくともこの時点までに国民年金の加入手続を行っていたことが確認でき、申立内容と一致している。

また、申立人は加入手続の際に、国民年金の加入義務の生じていた昭和 50 年 4 月までの保険料はさかのぼって納付できることを聞き、過去の分の保険料を納付するための納付書を発行してもらったとしているところ、申立期間当時申立人が居住した市では、国民年金の加入手続時点において、過去の保険料をさかのぼって納付できる場合には、該当者へ納付を勧め、現年度で納付ができない分については、過年度分の納付書を手書きで発行することを通例としていたことが確認でき、申立人が昭和 50 年度分の納付書を発行されたものとするのが自然である。

さらに、申立人は、昭和 51 年度の保険料を一括で納付していることが確認でき、より安価な申立期間の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

加えて、申立人は申立期間以外の国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、住所変更手続もその都度適切に行うなど、国民年金に関する意識や保険料の納付意欲が高かったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3027

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から同年3月まで

私は、昭和54年8月末日に会社を退職したため、翌月に市の行政センターで国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、毎回、同センター内の金融機関で未納がないように納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である上、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所や同居の家族構成に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は国民年金の加入手続の状況、保険料の納付状況及び納付書の様式を具体的かつ鮮明に記憶しており、申立人が申立期間当時居住していた市の制度とおおむね一致していることが確認でき、申立内容に特段不合理な点は見当たらない。

さらに、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っているとともに、申立期間を除いて国民年金保険料の未納はなく、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 3028

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 51 年 3 月まで

私の国民年金への加入手続きについては、役場職員であり、私に国民年金への加入を勧めた父親が、昭和 46 年 1 月行った。申立期間の国民年金保険料については、私の母親が、毎月集金人に納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母親が毎月集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が、当時居住していた地域では、集金人による保険料の徴収が毎月行われていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、昭和 48 年 4 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金の保険料月額については、申立期間直後の納付済みとなっている 51 年 4 月以降の保険料月額よりも安価であることから、当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年9月及び同年12月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年9月
② 昭和54年12月から55年3月まで

私は、昭和54年9月に集金人を通じて国民年金の任意加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、集金人が2か月ごとに保険料を集金に来るようになったので、未納期間がないように集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立期間はそれぞれ1か月及び4か月と短期間であるとともに、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料はすべて納付済み又は免除となっており、未納期間は存在しない。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できるとともに、申立人が納付していたとする保険料額は当時の実際の保険料額とおおむね一致することから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間①について、申立人は昭和54年9月に国民年金に任意加入していることが確認できるが、加入手続を行ったにもかかわらず、加入当初の国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立期間②について、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所やその夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立

期間②が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 3030

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年6月及び同年7月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月及び同年7月

私は、昭和55年1月に国民年金に任意加入した。その後、ずっと付加保険料を含めて国民年金保険料を納付し続けていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の前後は、付加保険料を含めて国民年金保険料が納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の夫の仕事に変更はなく、経済状況に特段の変化は認められない。

また、申立人は、昭和56年5月に転居しているが、転居先の市の国民年金被保険者名簿によると、転居した56年5月に付加年金の申出を行っていること、及び同年8月に納付書発行を依頼する自主納付の申出を行っていることが確認できることから、転居当時、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付する意思を有していたことが推認でき、前述のとおり、申立期間の前後の期間は、付加保険料を含めて保険料が納付済みとなっていること等を考え併せると、申立期間については、付加保険料を含めて、納期限内に保険料を納付していたと考えるのが自然である。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間の国民年金保険料を納付した時期が、既に時効により納付することができない時期であったことから、保険料が還付されたことになっているが、保険料の納付時期が確認できない上、申立人は納期限を過ぎて保険料を納付したことや、保険料が還付された記憶が無く、記録に記載されている申立人の夫の口座を持ったことも無いと述べている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私は、昭和49年12月末日に会社を退職したため、50年1月ごろに区役所で国民年金の加入手続を行った。その際に、担当者から加入当初の3か月分の国民年金保険料については、現金で納付するように求められたので、加入手続した当日に窓口で保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である上、申立人の国民年金加入手続月は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和50年2月と推認でき、申立人が加入手続を行いながら申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況について、具体的かつ鮮明に記憶しており、申立期間当時、申立人が居住していた区においては、窓口で国民年金保険料の収納を行っていたことが確認でき、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っているとともに、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、その納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年5月から同年9月まで
② 平成2年5月から3年5月まで

私は、夫が定年退職した後に国民年金の種別変更手続を行った。手続後は、国民年金の納付書が届くようになったので、未納期間がないように国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立期間は5か月と短期間である。

また、申立人は、60歳到達後、同月のうちに国民年金に任意加入していることが確認できるが、その時点では申立期間①の国民年金保険料を納付することは可能であった上、60歳以降も継続して保険料を納付しようとしていた申立人が申立期間①の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間①の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間①の保険料が未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立期間②について、申立人は、未納期間がないように国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人からは申立期間の保険料の納付に係る証言を得ることができないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の納付記録では、申立期間②直後の平成3年6月から5年3月までの期間の国民年金保険料について、同年7月に過年度納付により納付されていることが確認でき、その時点では申立期間②は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年5月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたもの認められる。

神奈川国民年金 事案 3033

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私が会社を退社した昭和 59 年 4 月ごろ、私の妻が区役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、妻が夫婦二人分を一緒に区役所又は郵便局で納付し、60 年に転居してからは転居先の金融機関で納付したはずである。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 24 か月と比較的短期間である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について市が発行した納付書により区役所又は近隣の郵便局で納付し、昭和 60 年の転居後については、転居前の市で発行された納付書により転居先の近隣にある金融機関で納付したと主張しているところ、当時、申立人が加入手続を行った市が発行した納付書により区役所または近隣の郵便局で納付することは可能であり、転居後についても同納付書により転居先の近隣にある金融機関で納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

加えて、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間当時、実際に納付した場合の金額と概ね一致していることから申立人の主張は基本的に信用できる。

その上、申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間は納付済みである上、申立人は申立期間後の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3034

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

私は、昭和51年9月に国民年金に任意加入し、61年4月に第3号被保険者になるまで国民年金保険料をすべて納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や夫の職業に変更はなく、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金に任意加入している上、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているとともに、付加保険料を納付している期間も確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 3035

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月

私は、昭和49年に結婚した後は国民年金に加入していなかったが、将来のことを考えて54年9月に市役所の出張所で国民年金の任意加入を行った。その際、同出張所の窓口で申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ1か月と短期間である。

また、申立人は、昭和54年9月に国民年金に任意加入していることが確認できることから、加入手続のみを行い、加入直後の申立期間の国民年金保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金に任意加入している上、申立期間を除き国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川厚生年金 事案 1927

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月1日から同年6月1日まで
社会保険庁の記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が低くなっていた。当時の給料が下がった記憶も無いため、申立期間の標準報酬月額を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する平成11年1月及び同年2月並びに同年5月に係る給与支払明細書から、申立人は、その主張する標準報酬月額(50万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人は、保険料の控除額は常に一定であったと思うとしており、上述の平成11年1月及び同年2月並びに同年5月の給与明細書における厚生年金保険料の控除の状況から考え合わせると、同年3月及び同年4月についても、その主張する標準報酬月額(50万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(50万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及

び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和35年8月31日）及び資格取得日（昭和37年6月5日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和35年8月から36年9月までは2万4,000円、36年10月から37年5月までは3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月31日から37年6月5日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無かった旨の回答をもらったが、退職することなく継続勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和32年8月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、35年8月31日に資格を喪失後、37年6月5日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の供述内容から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の同じグループで板金作業を行った同僚は、「申立人は自分と同じく正社員として自動車板金作業員として働いていた。」と供述しており、申立人は、申立期間において業務内容等に変化が無かったものと考えられる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、申立人及び同僚が同じグル

ープ員として挙げた4名の厚生年金保険の加入記録は、申立期間において継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚のA社における社会保険事務所の記録から、昭和35年8月から36年9月までは2万4,000円、36年10月から37年5月までは3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年8月から37年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年6月1日から34年4月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を33年6月1日に、資格喪失日に係る記録を34年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、33年6月から同年7月までは1万円、33年8月から34年3月までは1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月5日から34年12月1日まで
私は前の会社を退職し、翌日の昭和32年5月5日にA社に入社し、34年11月末まで勤務した。私がA社に入社したのは運送業として大きかったため、当時、私は主にBの運搬をしており、Bの配送は土日が休みだったので、土日はCの運搬等を行っており、厚生年金保険料は控除されていたと思うので、申立期間が被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人が写っているA社野球部の写真並びに同社が保管していた退職者名簿の記録から、申立人が申立期間のうち、昭和33年3月3日から34年4月20日において申立てに係る当該事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が写っている同社野球部の写真で申立人以外の同僚8人全員について、厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる。

さらに、同社野球部の写真に写っている同僚によると、同社の野球部員は、日雇いではなく、全員が正社員であったと証言しており、同社が保管していた退職者名簿の在籍期間記録及び厚生年金保険の加入記録から、入社後、一定期間（おおむね3か月）を経過した後に厚生年金保険に加

入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 33 年 6 月 1 日から 34 年 4 月 21 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 32 年 5 月 5 日から 33 年 6 月 1 日までの期間及び 34 年 4 月 21 日から同年 12 月 1 日までの期間について、A 社の退職者名簿には、申立人は昭和 33 年 3 月 3 日に入社、34 年 4 月 20 日に退職と記載されており、このほかに申立人が当該期間に同社に勤務していたことを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、昭和 33 年 6 月から 34 年 3 月までの標準報酬月額については、当該事業所で申立期間の直近である 32 年 7 月 1 日に資格取得した申立人の生年月日に近い同僚（昭和 13 年生）の標準報酬月額が、社会保険事務所の記録から昭和 32 年 7 月から 33 年 7 月までは 1 万円、33 年 8 月から 34 年 11 月までは 1 万 2,000 円であることから、申立人の標準報酬月額は 33 年 6 月から同年 7 月までは 1 万円、33 年 8 月から 34 年 3 月までは 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについて不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 33 年 6 月から 34 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 1930

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月1日から33年5月15日まで
社会保険事務所からA社で勤務した期間は脱退手当金を支給されたことになっているとの回答があったが、私は、脱退手当金をもらった覚えはないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する再交付された厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを示す表示が無く、当時再交付の場合でも脱退手当金が支給された場合には支給を示す表示をすとの社会保険庁の通知が存在したが、当該被保険者証を再交付した社会保険事務所で上記通知と異なる取扱いが行われていたと認めるに足りる事情は無い。

また、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と21円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間のうち、昭和23年6月1日から同年10月21日までの期間について、申立人が同年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年10月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められるから、当該期間について厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、600円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち昭和23年5月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和23年5月16日に、同社C営業所における上記訂正後の資格取得日に係る記録を同年5月16日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和23年5月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月15日から同年10月21日まで

私は、A社B工場に勤務していたが、昭和23年5月にD県に転居し、同社C営業所へ転勤した。

社会保険事務所の回答によれば、A社C営業所での勤務期間は健康保険だけの加入と言われた。

私は正社員であり、厚生年金保険にも加入したはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 社会保険事務所が保管するA社C営業所の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人については、昭和23年6月1日に資格取得、同年10月21日に資格喪失と記載されているものの、健康保険の番号のみ記載

され、厚生年金保険の記号番号欄は空白であり、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社は「正社員が転勤によって健康保険にのみ加入し、厚生年金保険は未加入になるということはない。」と述べている。

また、A社C営業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同様に厚生年金保険の記号番号欄が空白となっている者が1名確認できるが、この者は当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっている。

さらに、当該被保険者名簿において、厚生年金保険には加入せず、健康保険のみに加入していた者は申立人を除いて確認できない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和23年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年10月21日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿から600円とすることが必要である。

2 申立期間のうち、昭和23年5月15日から同年6月1日までの期間について、A社の労働者名簿及び同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和23年5月16日に同社B工場から同社C営業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間のうち、昭和23年5月の標準報酬月額については、同年6月の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出の誤りであると思われると回答していることから、事業主から当該社会保険事務所へ申立てどおりの資格の取得日に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和23年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれらの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年1月31日から同年11月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和20年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を180円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月31日から同年12月1日まで

私は、昭和17年6月1日から20年11月30日までA社に勤務し、飛行機の組立てをしていたはずだが、20年1月31日から同年12月1日までの間が欠落しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の同僚は、「申立人とは申立期間以前から共に飛行機の組立ての業務をしており、勤務形態、業務内容の変更は無く、同社が閉鎖した昭和20年11月1日まで継続勤務していた。」と証言している。

また、当該同僚は、A社において厚生年金保険記録に欠落は無く継続している。

さらに、A社において、在籍期間中に被保険者資格を喪失している者は確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人はA社が閉鎖し、厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和20年11月1日まで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和20年11月1日から同年12月1日までの

期間については、上述のとおり、上記の同僚は、A社は同年11月1日に閉鎖していると述べており、このほか、申立人の勤務実態及び保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、これを認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和20年1月31日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額については、同僚の当該期間に係る社会保険事務所の記録から、180円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明と回答しており、このほかを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年2月1日から同年3月27日までの期間について、申立人は厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人のD社における資格取得日に係る記録を7年2月1日、資格喪失日に係る記録を同年3月27日と訂正し、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち平成7年4月1日から同年7月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を32万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人の申立期間のうち平成7年7月31日から8年3月28日までの期間における被保険者資格の喪失日は同年3月28日と認められることから、申立人のE社における資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を7年7月から同年9月までは32万円、7年10月から8年2月までは34万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年8月31日から同年9月1日まで
② 平成2年1月1日から同年10月1日まで
③ 平成6年2月28日から同年3月1日まで
④ 平成6年10月1日から7年4月1日まで
⑤ 平成7年4月1日から同年7月31日まで
⑥ 平成7年7月31日から9年11月30日まで

私は、A社に昭和62年3月から同年8月末日まで勤務していた。

また、B社に申立期間②に勤務していた。

さらに、C社には、平成5年10月1日から6年2月末日まで勤務していた。

加えて、D社又はE社には申立期間④から⑥に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い期間があり、また、その当時の給料は32万円ぐ

らいであったのに、標準報酬月額が 15 万円とされているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間④のうち、平成7年2月1日から同年3月27日までの期間について、社会保険庁のオンライン記録において、申立人のD社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、当初、7年2月1日と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（同年3月27日）に取消し処理がされている。しかしながら、雇用保険の記録から、申立人は当該期間に同社に勤務していたことが確認できる上、申立人と同様に被保険者資格を取り消された者が多数確認できることから、社会保険事務所において、このような被保険者資格の取消し処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、当該取消し処理に係る記録は有効なものと認められず、申立人は当該期間について、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人のD社における資格取得日は平成7年2月1日、資格喪失日は当該処理日である同年3月27日と訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該取消し前の社会保険庁のオンライン記録から32万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間⑤について、社会保険庁のオンライン記録において、申立人のE社における当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年4月から同年9月までは32万円、同年10月からは34万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった8年1月31日の後の同年3月28日に、15万円に引き下げられている上、申立人と同様の処理がされているものが多数確認できるが社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た32万円に訂正することが必要であると認められる。

- 3 申立期間⑥のうち、平成7年7月31日から8年3月28日までの期間について、社会保険庁のオンライン記録では、E社において申立人が7年7月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった8年1月31日の後の同年3月28日に、7年4月1日から同年7月31日までの期間の標準報酬月額の減額訂正と

同日に行われていることが確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録により、申立人が当該期間にE社に勤務していたことが確認できることから、社会保険事務所において、申立人が平成7年7月31日に被保険者資格を喪失する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の被保険者資格の喪失日に係る有効な記録処理があったとは認められず、申立人のE社における被保険者資格の喪失日は、当該喪失処理が行われた平成8年3月28日と認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を、当該喪失処理前の社会保険庁のオンライン記録から、7年7月から同年9月までは32万円、同年10月から8年2月までは34万円とすることが必要である。

- 4 申立期間①について、A社における申立人の雇用保険における離職日は昭和62年8月30日までとなっており、厚生年金保険被保険者記録と一致している。

また、A社の事業主は、「記録は適正である。」と述べている。

申立期間②について、申立人及び同僚の証言から判断して、申立人がB社において勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、B社は厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認でき、申立期間②当時に同社で勤務していた者はF社の厚生年金保険の被保険者になっていることが確認できる。

また、F社における申立人の厚生年金保険の加入記録は無い上、同社の代表取締役及び営業部長は「F社ではすぐに辞めてしまう社員が多かったため、試用期間を設けていた。入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではない。」と供述している。

申立期間③について、C社における申立人の雇用保険における離職日は平成6年2月27日までとなっている上、健康保険組合における申立人の資格喪失日は同年2月28日となっており、厚生年金保険被保険者の記録と一致している。

申立期間④のうち、平成6年10月1日から7年2月1日までの期間について、雇用保険の加入記録、申立人所持のD社の書類から、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人と同日にD社において被保険者資格を取得した旨の届出がされている者に聴取したところ、複数の者は、「自身の同社における入社日は資格取得日より前である。」と供述している。

申立期間④のうち、平成7年3月27日から同年4月1日までの期間

は、D社は同年3月27日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当該期間に同社に勤務していたと述べている複数の者から聴取したものの、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた旨の供述は得られなかった。

申立期間⑥のうち、平成8年3月28日から9年11月30日までの期間について、D社は、8年4月1日に再度、厚生年金保険の適用事業所となっており、同日に被保険者資格を取得している者は10名であることが確認できるところ、申立人は同社の従業員数は15名くらいであった旨を述べていることから、同社では従業員すべてを被保険者とする取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1934

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和48年10月21日）及び資格取得日（昭和49年7月20日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月21日から49年7月20日まで
私は、申立期間にはA社の従業員として、継続して勤務していた。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和48年9月20日に厚生年金保険の資格を取得し、同年10月21日に資格を喪失後、49年7月20日に同社において再取得をしており、48年10月から49年6月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社における申立人の雇用保険の被保険者期間が、昭和48年6月18日から昭和50年1月31日までとなっていることから、申立人は当該期間に同社に継続勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同日に被保険者資格を喪失している同僚は、「昭和48年9月ごろ、会社から健康保険証の書換えがあるので、健康保険証を提出するように言われた。私は49年8月までA社に勤務しており、退職するまで厚生年金保険料を含めた社会保険料は控除されていたが、保険証は返却されなかった。」と述べている。

さらに、当該同僚は、「私も申立人も、申立期間における勤務内容は、それ以前と変更は無かった。」と述べている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 48 年 9 月の A 社における社会保険事務所の記録から、標準報酬月額を 3 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 48 年 10 月から 49 年 6 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成18年6月1日から19年11月1日までの期間に係る標準報酬月額記録については、18年6月から同年8月までは44万円、18年9月及び同年10月は41万円、18年11月から19年8月までは50万円、19年9月及び同年10月は47万円に訂正することが必要である。

また、申立人の標準賞与額の記録については、平成18年8月10日は10万円、18年12月10日及び19年8月10日を33万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年11月1日から20年2月16日までの期間については、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間において、申立人は厚生年金保険被保険者として標準報酬月額50万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額記録を50万円に訂正する決定を行うことが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年5月1日から20年2月16日まで
② 平成18年8月10日
③ 平成18年12月10日
④ 平成19年8月10日

社会保険庁の記録ではA社における申立期間の標準報酬月額が当時の報酬額と相違している。給与明細書があるので、調査して訂正してほしい。

また、賞与から保険料を引かれているのに記録が無いので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成18年5月1日から20年2月16日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、年金記録確認第三者委員会では、社会保険事務所の保険料徴収権が時効により消滅した期間については、厚生年金保険法又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律、保険料徴収権が時効により消滅していない期間については、厚生年金保険法に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成18年5月1日から19年11月1日までの期間については、社会保険事務所の保険料徴収権が時効により消滅した期間であり、19年11月1日から20年2月16日までの期間については、当該保険料徴収権が時効により消滅していない期間である。

申立期間①のうち平成18年6月1日から19年11月1日までの期間、申立期間②、③及び④について、給与明細書及び賞与明細書から、申立人は、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額（18年6月から同年8月までの期間は44万円、18年9月及び同年10月は41万円、18年11月から19年8月までの期間は50万円、19年9月及び同年10月は47万円、申立期間②、③及び④については、申立期間②は10万円、申立期間③及び④は33万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としているが、給与明細書及び賞与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額及び標準賞与額が当該期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書及び賞与明細書で確認できる標準報酬月額及び標準賞与額又は保険料控除額に見合う報酬月額及び賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額および標準賞与額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成18年5月1日から同年6月1日までの期間については、社会保険庁のオンライン記録における標準報酬月額が、給与明細書において確認できる支給額及び保険料控除額から計算される標準報酬月額を上回っていることから、これを認めることはできない。

一方、申立期間①のうち、19年11月1日から20年2月16日までの期間については、社会保険庁が記録している標準報酬月額は32万円とされている。しかし、申立人から提出された給与明細書により、当該期間の標

準報酬月額の決定の基礎となる 19 年 4 月から同年 6 月までの期間において、申立人は厚生年金保険被保険者として標準報酬月額 50 万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、社会保険庁長官は、厚生年金保険法の規定に基づき、当該期間の標準報酬月額を 50 万円に訂正する決定を行うことが必要である。

神奈川厚生年金 事案 1936

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年3月31日から同年4月1日まで

私は昭和33年4月1日にA社C事業所に入社、同年7月に同社B事業所に異動し、38年3月31日に退職したが、厚生年金保険の資格喪失日も同年3月31日と記録されている。正しくは同年4月1日の資格喪失であり、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している人事記録により、申立人は、同社に昭和38年3月31日まで勤務し、同社発行の「申立人の厚生年金保険の加入期間は、昭和33年4月1日から38年4月1日まで」とする証明書から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社B事業所の厚生年金保険被保険者名簿の昭和37年10月の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したと主張しているが、事業主が資格喪失日を昭和38年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年

3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年1月17日から同年2月14日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B市C区D地）における資格取得日に係る記録を12年1月17日に訂正し、12年1月の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成12年9月30日から16年12月8日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B市E区F地）における資格取得日に係る記録を12年9月30日に、資格喪失日に係る記録を16年12月8日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、12年9月は9万2,000円、12年10月から16年11月までは9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年1月17日から同年2月14日まで
② 平成12年9月30日から16年12月8日まで
同僚に勧められ、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社の厚生年金保険の記録が平成12年1月と同年9月以降が欠落していることが判明した。被保険者資格を喪失される覚えがないため、欠落期間について、被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の提出した申立期間の一部に係る出勤簿兼賃金台帳から、申立人が平成12年1月から13年7月の期間に同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた旨が記載されていることが確認できる。

また、A社の事業主は、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたと供述している。

なお、社会保険庁のオンライン記録では、A社は平成16年12月8日付けで12年9月30日に社会保険事務所の職権により適用事業所でなくなる旨の処理（以下、認定全喪と言う。）が行われていることが確認できる。このことについて、社会保険事務所は、「社会保険料の相談のため、同社に対して連絡を取るべく再三努力をしたが、連絡を取ることができなかった。同社の所在地には事業所が無く、やむなく認定全喪の処理をした。」旨を回答しており、当時の資料として所在不明事業所確認書を提出している。また、申立人は、「同社の所在地はB市E区F地であった。」と述べていることから、同社は、社会保険事務所に届け出ている所在地及び商業登記簿謄本に記載されている所在地には、事業所としての実態が無かったことがうかがえ、社会保険事務所による上記認定全喪は不合理な処理であったとは言えない。

また、A社は、社会保険事務所の記録によれば、適用事業所としての記録が無いものの、前述のとおり、同社は、社会保険事務所に届け出ている所在地及び商業登記簿謄本に記載されている所在地とは別の所在地において事業を行っていたことが認められるところ、同社は法人格を有していたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の出勤簿兼賃金台帳の厚生年金保険料の控除額から判断すると、平成12年1月及び同年9月は9万2,000円、12年10月から16年11月までは9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は社会保険事務所に届出を行っていなかったと回答している上、申立人の申立期間うち、平成12年9月30日から16年12月8日までの期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 1938

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和31年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、32年6月7日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、当該期間における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月1日から32年6月7日まで

社会保険庁の記録では、A社で勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているが、同社設立の際、自分が社会保険事務所で社会保険の加入手続をしたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

調査の過程で、社会保険事務所の保管するA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立人と同姓同名で同生年月日の者の、昭和31年10月1日から32年6月7日までの期間についての基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認された。

また、厚生年金保険被保険者番号払出簿により、上記の被保険者名簿に記載されている年金番号は、申立人が申立てに係る事業所に勤務する以前に申立人に払い出された年金番号であることが確認できることから、上記の被保険者名簿の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、A社は、申立人が昭和31年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、32年6月7日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、上記の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、1万8,000円とすることが妥当である。

神奈川厚生年金 事案 1939

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月1日から同年2月21日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を同年1月1日に、資格喪失日に係る記録を同年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を160ドルとすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月2日から同年11月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年10月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年6月から45年2月21日まで
② 昭和45年6月23日から同年7月1日まで
③ 昭和45年11月6日から同年12月12日まで
④ 昭和50年8月26日から同年11月1日まで

船員手帳に記載されている乗船記録と社会保険庁の記録が相違しているため調査して、船員保険期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の保管する船員手帳及び複数の同僚の供述から、申立人は当該期間に船舶Dに乗船していたことが認められ、C局の保管する当該船舶の船籍原簿により、同船の船舶所有者は、A社であったことが確認できる。

一方、A社は、「Iの厚生年金保険法」（*年立法第*号）が施行された昭和44年7月1日（保険料の徴収は45年1月1日）からIの厚生年金保険の適用事業所となっているが、申立人の申立期間①に係る被保険者記録は無い。

社会保険事務所の保管する当該事業所に係る医療保険厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、医療保険の整理番号が1番から150番までの間に半数を大幅に超える欠番が認められる。

また、A社は、漁業を営む会社であるにもかかわらず、残存する医療保険厚生年金保険被保険者原票には船員である第3種被保険者が一人も確認できない。

さらに、上記についてJ社会保険事務所に照会したところ、「理由は不明である。」との回答であった。

加えて、当該事業所において社会保険事務を担当していた元従業員は、「申立期間当時、会社では船員を船員保険に加入させていた上、会社の景気が良かったので民間の任意保険にも加入させていたことを記憶している。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所におけるA社に係る被保険者記録の管理に不備があったと考えられ、申立人の厚生年金保険記録の管理が適切に行われたとは認められず、申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月1日から同年2月21日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和44年6月から45年1月1日までの期間については、上述のとおり、「Iの厚生年金保険法」は、昭和44年7月1日に施行、45年1月1日に保険料の徴収開始となっていることから、これを認めることはできない。

なお、昭和45年1月の標準報酬月額については、同僚の記録から、160ドルとすることが妥当である。

- 2 申立期間④について、申立人の保管する船員手帳には、昭和50年8月26日にB社に雇入れ、同年10月2日から同年10月28日まで同社所有の船舶Fに司厨長として乗船、同年11月1日に同社所有の船舶Gに司厨長として乗船、51年8月10日雇い止め、と記載されていることから申立人が申立期間のうち、同年10月2日から同年11月1日までの期間に同社所有の船舶に乗船していたことが認められる。

また、当時、B社所有の別の船舶に機関長として乗船していた者は、「同社においては、甲板員などは、船員保険に加入させていないことも多かった。しかし、「長」とつく役職の者は、乗船と同時に全員船員保険に加入させていた。」と供述しており、この者は同社において船員保険被保険者となっており、自らの記録について問題が無い旨を述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月2日から同年11月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により

給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和50年11月のB社における社会保険事務所の記録から15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、既に解散しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に、行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、50年8月26日から同年10月2日についての期間については、申立人は、「船舶Fの船長は、自分より先に乗船していた。」と述べているところ、この者のB社における被保険者資格取得日は昭和50年9月1日となっており、上述の機関長の供述も考えあわせると、申立人は、当該期間について船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認める事はできない。

- 3 申立期間②及び③について、申立人は、申立人の船員手帳に記載されている、H社所有の船舶Eでの乗船記録と社会保険庁の同社の船員保険被保険者期間と相違しているとしているが、同船の乗組員の船員手帳の乗船記録も同様に、船員保険被保険者期間と一致していない。

また、同僚の供述では、船員手帳に記載された雇入れ日及び雇止め日は、必ずしも船員保険の資格取得日及び資格喪失日と同日になるわけではないと述べている。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではなく、船員手帳の雇入年月日及び雇止年月日と船員保険の加入期間が一致していない被保険者が申立人のほかにも複数おり、雇入年月日及び雇止年月日をもって、直ちに船員保険資格の取得日及び喪失日の根拠とすることができない。

このほか、保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が船員保険被保険者として、申立期間②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA社（後に社名変更してB社）は、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を昭和32年3月29日に、資格喪失日に係る記録を38年12月1日とし、申立期間の標準報酬月額を、9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月29日から38年12月1日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

私は、中学校を卒業してすぐの昭和32年3月29日にA社に入社して38年11月まで勤務し、その間の一部期間については給与明細書があり、厚生年金保険料も控除されていることから、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における入社から退職に至る経過の説明は、具体性があり、申立人の兄の供述と符合する上、申立人は申立期間に係る同社の優良社員表彰状を保管していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、申立期間の一部期間に係る給与明細書を保管しており、当該給与明細書には厚生年金保険料が控除されている旨の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、9,000円とすることが妥当である。

一方、A社は、社会保険事務所に適用事業所としての記録が無い。

しかし、給与明細書に記載されている会社名から、A社が申立期間当時法人格を有していたことが認められる上、申立人が供述している従業員数及び従業員旅行の写真に写っている従業員数から、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から52年7月までの期間、平成10年3月、11年1月から同年2月までの期間及び11年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月から52年7月まで
② 平成10年3月
③ 平成11年1月から同年2月まで
④ 平成11年7月

私の国民年金については、私が20歳になってから加入手続をしているはずであるが、記憶は定かではなく、母親の保険料を納付していた集金人に頼んだのかもしれない。国民年金保険料については、母親の分と一緒に二人分を私が納付していた。当初は集金人に納付していたが、口座振替できると分かってからは銀行の口座振替に変更し、継続して納付してきたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、20歳のころ、当時居住していた市において、母親の国民年金保険料を納付していた集金人を通じて申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の記憶が不明確である上、申立期間当時、市の国民年金保険料の集金人が加入手続を代行していたことは確認できないことから、国民年金の具体的な加入状況が不明である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和52年7月から8月にかけての間と推認され、この時期は申立人が別の地域に転居した後であり、その時点では申立期間の大半については時効により保険料を納付できない上、ほかに別の国民年金手帳記号番号が

払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の母親は高齢のため、証言を得ることができないことから、保険料の納付状況が不明である。

- 2 申立期間②、③及び④について、申立人は、口座振替による国民年金保険料の納付ができなかった場合には、後日送付された納付書によって保険料を納付したと主張しているが、申立人の平成 10 年から 11 年までにおける保険料の納付状況は、時効直前に過年度納付されたもの等が見受けられる上、申立期間は 9 年 1 月の基礎年金番号導入後の期間であり、保険料の収納事務がコンピューター処理により行われていた中で、金融機関や行政機関において複数回にわたり事務処理に誤りがあったことは考え難い。
- 3 申立期間①から④について、申立人が申立期間の国民年金の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

私は申立期間当時学生で、年金のことはよく分からず、両親のどちらかが区役所で申請免除の手続きをしてくれた。

両親が間違いなく申請免除の手続きをしてくれたにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未加入とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親又は母親が、申立期間の申請免除の手続きを行ったと主張しているところ、申立期間は、国民年金の未加入期間とされている上、申立期間の直前の期間も未加入期間とされていることから、申立期間について申請免除の手続きを行うには、国民年金に再加入しなければならないが、申立人自身は国民年金の再加入手続き及び申請免除の手続きに直接関与しておらず、申立人の父親及び母親は、申立人の国民年金の再加入手続きを行った記憶はなく、申請免除の手続きについての記憶も曖昧^{あいまい}であることから、申立期間の国民年金の再加入手続き及び、申請免除の手続きの状況は不明確である。

また、申立期間の国民年金保険料が申請免除をされていたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料が申請免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年6月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月から同年10月まで

私は、20歳になってすぐに、父親と市役所へ行き、父親が私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、国民年金の加入手続を行った直後から、父親が納付していたはずである。父親は、私が大学を卒業するまで、保険料を納付すると約束をしてくれていたため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているところ、申立人自身は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料の納付を行ったとするその父親も既に他界していることから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、20歳になってすぐに、申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していた市が保管する国民年金手帳交付簿により、申立人の年金手帳は、平成8年8月に交付されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、この時期に行われたものと推認され、その時点では、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金の加入手続を行ったと推認される時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から13年12月まで

私が学生であった20歳のころ、私の母親が私の将来のために国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていた。私が仕事をするようになってからは、勤務先で厚生年金保険や共済組合に加入していない場合は、必ず国民年金に加入し、私自らが保険料の納付を行ってきた。

申立期間の国民年金保険料については、納付書により銀行の窓口で納付してきたところ、市役所からか社会保険事務所からかは憶えていないが、国民年金保険料が未納のため納付を求める通知が少なくとも3回あり、その都度電話で確認したところ、相手方から記録誤りとの説明を受けたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所又は社会保険事務所から未納となっている国民年金保険料の納付を求める通知が少なくとも3回あり、その都度、通知の送付元に対して納付済みであることを連絡し、記録誤りの説明を受けたと述べているところ、社会保険庁のオンライン記録では、少なくとも平成15年3月の1回、過年度保険料の納付書が発行されていたことがうかがえるとともに、申立期間当時申立人が居住していた市を管轄する社会保険事務所では、保険料が未納となっている者に対して封書により納付を促していたとしていることから、保険料納付を求める通知があった可能性が認められるものの、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、保険料の収納事務が電算処理により行われていた中で、納付済みであったにもかかわらず未納とした同じ誤りが複数年度にわたって3回以上繰り返されていたとするのも不自然である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3040

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から同年5月までの期間及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月から同年5月まで
② 平成7年8月

私が20歳になったころに国民年金の通知が届き、しばらくしてから国民年金保険料を納付しないと将来年金がもらえないと言われたので、母親が未納だった保険料を全額まとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、申立人の母親がまとめて納付したと主張しているが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間の保険料の納付時期、納付金額等の記憶が不明確であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の納付記録では、納付済みとされている期間の大半の国民年金保険料はそれぞれ時効直前の時期に納付されていることが確認でき、未納期間の保険料をまとめて納付したとする申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は平成8年1月に払い出されているものの、申立人の納付記録では、国民年金保険料が初めて納付された時期は9年7月であることが確認でき、その時点では申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間である。

これら申立内容を及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年11月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月から4年3月まで

私は、平成元年10月に会社退職後、専門学校に通っていたが、退職直後に母親が私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、母親が未納期間のないように納付していたにもかかわらず申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い保険料を納付していた申立人の母親は既に亡くなっていることから国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が厚生年金保険に加入していた記録はあるものの、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3042

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から10年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から10年10月まで

私は、市役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。国民年金保険料は、口座振替により納付したこともあったが、別の方法で納付したこともあったと思う。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を納付していたと思うと主張しているが、申立人から具体的な申立内容の確認を行うことができないため、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、平成10年1月に付番されていることから、申立期間の一部は国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

私は、平成元年3月に留学のため来日し、その翌月に通学先の学校の先生に連れられて、区役所で国民年金の加入手続を行った。その後、同区役所で、国民年金保険料を半年から1年分ぐらいまとめて納付書により納付していた。学生の時、きちんと保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、留学のため来日した後、区役所で国民年金の加入手続を行ったが、その際に国民年金手帳をもらわなかったと述べているところ、来日後初めて加入手続を行いながら、国民年金手帳が交付されないとは考えにくく、記録上でも、申立人が厚生年金保険に加入している記録はあるものの、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料を半年から1年分ぐらいまとめて納付していたと主張しているが、申立人が述べる保険料額は、実際に必要となる保険料額と大きく相違している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3044

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から49年12月まで

私は、20歳になった昭和48年*月ごろに実印を作り、区役所出張所で印鑑登録の手続を行った際、国民年金の加入手続も併せて行った。

申立期間の国民年金保険料については、母親に郵便局で納付してもらっていたのに、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和48年*月に自ら国民年金の加入手続を行い、加入後においては、母親に頼んで保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその母親の記憶も不明確なことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月に払い出されていることが確認でき、その番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は50年12月に国民年金の加入手続を行ったことが推認され、その時点では、申立期間の一部の保険料は時効により納付することができない上、同一区内に居住していた申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 3045

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から48年12月まで

私は、私の母親が国民年金に加入していたことから、時期は憶えていないが、町役場で国民年金の加入手続を行った。申立期間のうち、どの期間かは定かでないが、少なくとも12か月分の国民年金保険料を一括して納付したはずであり、申立期間の保険料がすべて未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間である48か月間のうち、どの期間かは定かでないが、少なくとも12か月分の国民年金保険料を一括して納付したと主張しており、保険料の納付時期や納付期間についての記憶が曖昧であることなどから、申立期間に係る保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間以外にも国民年金保険料の未納期間が散見されることから、保険料の納付意識が高かったとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを確認できる関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 3046 (事案 777 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 8 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月から 53 年 3 月まで

私は、国民年金加入を勧めるハガキが市役所から届いたので、そのハガキを持って市役所で加入手続を行った。その際に未納期間の国民年金保険料を納付できると言われたので、用意していた現金で未納期間の保険料をすべて市役所窓口か郵便局で納付した。

当時、申立期間の保険料は過年度納付により納付することは可能であったにもかかわらず、過年度納付の記録がなく、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、従前、申立人は、昭和 52 年 8 月ごろに国民年金の加入手続を行い、その際に市役所窓口で 1 年分の国民年金保険料をさかのぼって納付し、その後は申立人の父親が保険料を納付していたと主張していたが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 8 月に払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、申立期間のうち、少なくとも昭和 51 年度分の保険料については過年度納付により納付することとなるが、当時、過年度保険料については、市役所窓口では収納していなかったこと、加入手続後の保険料を納付していたとする申立人の父親は既に亡くなっており、保険料の納付状況が不明であること及び申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 22 日

付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、加入手続の時期は昭和 53 年 8 月であったかもしれないが、その際に未納期間の国民年金保険料をすべて納付したはずであると主張しており、関連資料として、申立期間当時の確定申告書及び市広報誌を添付しているが、申立人は、申立期間の保険料の納付場所、納付金額等の記憶が不明確である上、確定申告書に記載されている社会保険料控除額からは、申立人が 53 年に申立期間の保険料を納付したことを確認できないことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 3047

第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から3年3月まで

私は、大学卒業後に就職した勤務先から、国民年金保険料をさかのぼって納付することができる旨の説明を受けたので、父親に相談した。その後、父親は、区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、20歳までさかのぼって保険料を納付してくれた。父親が納付してくれたはずの申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、申立人の国民年金保険料を20歳までさかのぼって納付してくれたと主張しているところ、申立人自身は、直接関与しておらず、父親から詳しいことまで聞いたことがないと述べている上、その父親も既に他界しており、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、申立期間当時、大学生であったことから、申立期間は、国民年金の任意加入期間であり、同期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 3048

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から52年3月まで

私は、昭和52年4月に国民年金に加入し、保険料を納付し始めた。その当時、アルバイトで生計を立てていた私の将来を心配した母親が、私の20歳からの未納分の保険料を負担してくれた。54年1月から同年4月の間に区役所に母親と一緒に出かけた。窓口では、母親が手続を行い、保険料を納付した。私は、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年1月から同年4月までの間に、申立人の母親が、さかのぼり一括して申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているところ、この時期は、第3回特例納付が実施されていたものの、申立人は、納付した保険料額について、記憶が無いと述べている。

また、申立人が所持している国民年金手帳及び申立人の特殊台帳によると、申立人の国民年金被保険者の資格取得時期は、昭和52年4月となっており、申立人が保険料を納付したとする時点で、申立期間は、特例納付することができない未加入期間とされていたことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 9 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月から 60 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和 52 年 9 月に私が結婚する時に、養母が市役所で行ってくれた。国民年金保険料は、養母が私と養母の分を一緒に、毎月、市役所で納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 9 月に、申立人の養母が市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の前後に国民年金に任意加入した被保険者の資格取得日からみて、60 年 2 月であることが推認され、その時点では、申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、所持している国民年金手帳は一冊だけであり、昭和 52 年 9 月に国民年金の加入手続をした時に受領したものであると思うとしているところ、その手帳に記載されている国民年金手帳記号番号も、60 年に払い出されたものであることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3050

第1 委員会の結論

申立人の平成17年5月から18年2月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年5月から18年2月まで

私は、平成17年6月に国民年金保険料が口座から引落としされていなかったため、市役所で国民年金の再加入の手続きを行い、納付書を発行してもらった。その後、社会保険事務所の窓口で、申立期間の保険料を付加保険料を含めて一括して納付した。その際に、領収書を求めたが、納付書の耳の部分が、領収書になっていると言われた。私は、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成17年5月から国民年金に任意加入したと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は、18年3月に任意加入手続きを行っていることが確認できる上、申立人から提出された国民年金保険料の控除証明書においても、申立期間の保険料を納付していたことが確認できない。

また、申立期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であることから、基礎年金番号に統合されていない記録（未統合記録）が生ずる可能性は極めて低いほか、14年4月に保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、申立人に誤った納付書が発行されたり、記録漏れ又は記録誤り等があったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3051

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 2 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 2 年 10 月まで

私が昭和 61 年 4 月に会社を退職後、母親が私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、母親が送付されてきた納付書に現金を添えて、金融機関で家族 3 人分の保険料を一緒に納付していた。一緒に納付していた両親が納付済みとされているにもかかわらず、私だけが国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 4 月に会社を退職した後に、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳には、申立人が昭和 57 年 12 月に国民年金の資格を取得した記録はあるものの、60 年 1 月に資格を喪失し、61 年 4 月に再度資格を取得した記録は見当たらない上、社会保険庁の記録においても、60 年 1 月に資格を喪失した後、再度資格を取得した形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母親が家族 3 人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているが、その父親についても、申立期間の一部の保険料は申立人と同様に未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められるものの、当該期間は国民年金被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月及び同年 9 月

私の夫名義の銀行の預金通帳によると、昭和 57 年 9 月 30 日に、同年 8 月分及び 9 月分の国民年金保険料が口座振替により引き落とされている。この期間は厚生年金保険に加入しているため、国民年金保険料を重複して納付した場合、本来、保険料が還付されるはずであるが、銀行の通帳には還付された記録が無い。申立期間の保険料を還付して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立人の夫名義の銀行の預金通帳によると、昭和 57 年 9 月 30 日に、口座振替により申立人の申立期間に係る国民年金保険料が引き落とされていることが確認できることから、申立期間の保険料を納付したのは明らかである。

また、申立期間は、厚生年金保険加入期間中であるため、国民年金保険料を重複して納付した場合、本来、被保険者に対して保険料が還付されることになるが、行政側の記録において、保険料が還付された形跡が見受けられない。

さらに、申立期間は 1 回、かつ 2 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

神奈川国民年金 事案 3053

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 39 年ごろに区役所へ行き、夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、加入当初に未納期間の保険料をまとめて集金人に納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年ごろに夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、加入当初に申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、申立人は、申立期間の保険料の納付時期、納付金額等の記憶が不明確であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているが、その夫についても、申立人と同様に昭和 40 年 3 月までの保険料が未納となっている。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の記録から、昭和 42 年 4 月ごろと推認できるが、その時点では申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 56 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 56 年 8 月まで

私は、職場を退職した後、昭和 55 年 7 月に、退職証明を持参の上、区役所の窓口で国民年金などの加入手続を行った。身体が弱く、国民健康保険は必要であったので、区役所の国民健康保険係の窓口で、国民健康保険料を納付したのを憶えており、その際、一緒に国民年金保険料も納付していたはずである。私は、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、区役所の国民健康保険係の窓口で、国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、これらの保険料を納付するには、様式の異なる 2 種類の納付書が必要となるが、申立人は、そのような記憶はないと述べるなど、保険料の納付状況は不明確である。

また、申立人が申立期間当時居住していた区によると、その当時、国民健康保険係の窓口では国民年金保険料の収納を行っておらず、国民年金係の窓口で納付するよう案内していたことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1941

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月7日から42年7月1日まで
社会保険庁の記録では、申立期間について脱退手当金が支給されたことになっているが、もらった記憶が無い。A病院退職後、脱退手当金を受給するつもりでB社会保険事務所に相談をしたが、脱退手当金の制度は無くなったと言われ受給しておらず、国民年金に加入し納付していた。脱退手当金を支給されたことになっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間の脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間前のC病院及びD病院の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給している上、B社会保険事務所に申立期間の脱退手当金の請求について相談をしているなど、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1942

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 11 月 1 日から 46 年 5 月 21 日まで
② 昭和 49 年 8 月 1 日から 50 年 6 月 16 日まで

私は、A社の時に、厚生年金保険記号番号が二つあり、それを一つに統合した結果、申立期間①が厚生年金保険被保険者になっていないと思うので、調査してほしい。

また、B社には、ヘッドハンティングされ昭和 49 年 8 月に入社したが、申立期間②が厚生年金保険被保険者になっていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が名前を記憶している二人の同僚は、「申立人がA社に勤務していた記憶はあるが、いつから勤務したかは分からない。」と供述しており、申立人の勤務期間を確認できない。

また、他の同僚は、「A社では当時、入社から6か月程度は、厚生年金保険に加入させていない取扱いもあった。」と供述している。

さらに、A社では、雇用保険と厚生年金保険は同時に手続をしていると回答しており、申立人の雇用保険の加入は、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

なお、申立人は「私の厚生年金保険の被保険者番号はA社とその前に勤務していたC社では別の番号であった。以前この番号を一つにしてもらったが、その際に、申立期間①が厚生年金保険被保険者記録から漏れてしまったのではないか。」と述べているが、社会保険事務所が保管する申立人に係るA社とC社に係る厚生年金保険被保険者原票に記載されている厚生年金保険被保険者期間は社会保険庁のオンライン記録の年金加入期間と一

致しており、年金番号統合時に被保険者期間が漏れたとは考えられない。

申立期間②について、同僚の証言から、申立人がB社に勤務していたことは推認できるものの、雇用保険の加入記録が無く、同社は連絡先が不明であることから、申立人の勤務期間を確認できない。

また、申立人は、「私が社会保険に未加入であることを知り、同僚が事務担当者に加入手続をするように言ってくれて、厚生年金保険に加入した。」と述べており、申立人は、B社に入社後すぐには、厚生年金保険被保険者の資格を取得してはいなかったと考えられる。

さらに、申立人がB社で厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

このほか、申立人が申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1943

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 2 月 1 日から同年 5 月 24 日まで
② 昭和 36 年 5 月 26 日から同年 8 月 10 日まで
③ 昭和 36 年 10 月 1 日から 39 年 7 月 20 日まで
④ 昭和 39 年 8 月 4 日から 40 年 4 月 25 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①のA社、申立期間②のB社、申立期間③のC社及び申立期間④のD社での厚生年金保険加入期間が脱退手当金として支給済みであるとの回答を得た。

私は、脱退手当金の請求も受給もした記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のD社の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともにC社及びD社の厚生年金保険被保険者番号は、同一番号で管理されている上、4社の期間を併せて支給された脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は申立期間④のD社の期間に傷病手当金を受給しているが、同手当金についても受給したことを覚えていないと述べているなど、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1944

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月から22年6月まで

私は、A社において昭和21年8月から平成元年の定年退職まで勤務していた。しかし、同社が運営するB社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてB社に勤務していたことは、同社を運営していたA社の社員録及び申立人が所持していた人事記録から認められる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、B社は、昭和22年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時に同社が適用事業所となっていた事実は確認できない。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において、申立人の名前は確認できない。

さらに、B社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日に資格取得している同僚36名についても、A社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において名前は確認できない。

加えて、申立人から名前が挙がったB社の同僚3名については、1名は資格取得年月日が申立人と同日、2名は被保険者であったことが確認できない。また、これらの同僚から厚生年金保険料の控除等についての証言は得られなかった。

このほか、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1945 (事案 438 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 9 月 26 日まで
② 昭和 38 年 10 月 1 日から同年 11 月 11 日まで
③ 昭和 38 年 12 月 2 日から 40 年 11 月 1 日まで
④ 昭和 41 年 1 月 17 日から同年 5 月 10 日まで
⑤ 昭和 41 年 6 月 1 日から 42 年 1 月 25 日まで
⑥ 昭和 44 年 5 月 30 日から同年 11 月 13 日まで

当初の判断後、昭和 53 年頃に A 組合に勤務していた B 氏と連絡がとれ、経理担当者に話を聞いてもらったところ、「社会保険事務所は、第三者が勝手に脱退したり払出しをしたりできない仕組みだった。」との回答を得た。

申立期間については脱退手当金を受け取っていないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、6 回の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、同一番号で管理されており、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 6 か月後の昭和 45 年 5 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 24 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、脱退手当金を受給していないことを示す資料として、新たに名前を挙げた A 組合の経理担当者からの聴取内容を主張するが、委員会が当経理担当者から聴取しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和45年9月26日から51年1月27日に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立期間のうち昭和63年4月1日から平成7年9月1日について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月26日から51年1月27日まで
② 昭和63年4月1日から平成7年9月1日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた昭和45年9月26日から51年1月27日までの期間については、脱退手当金を受給していることになっているが、私は脱退手当金を受け取った記憶が無いので調査をしてほしい。

また、昭和63年4月1日から平成14年5月21日まで、B社に正社員として在籍し厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、昭和63年4月1日から平成7年9月1日までの期間は厚生年金保険の加入期間となっておらず、当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和51年4月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申

立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②については、申立人から提出されたB社主催の旅行の写真及び複数の同僚等の証言から、申立人が販売員として同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の同僚の供述から、申立期間②当時、B社においては社会保険に未加入であった販売員が多数存在していたことがうかがわれる。

また、申立人は、「同社の社長から、正社員になるようにと勧められた。」と述べているが、同僚は、「販売員のなかで成績の優秀な者は、正社員になるよう、社長から勧められていた。しかし、ほとんどの者は断っていた。」と供述している。

さらに、B社は既に実体無く、申立期間②当時、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかどうかについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1947

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 1 日から 8 年 4 月 22 日まで
社会保険事務所の厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、41 万円ぐらいから 9 万 2,000 円に下げられているが、源泉徴収票からの計算によると 41 万円で保険料が控除されていたので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 7 年 3 月が 59 万円、同年 4 月から 8 年 3 月までは 41 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 8 年 4 月 22 日の後の同年 4 月 23 日付けで、9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人が同社の取締役であったことが確認できる上、複数の従業員は申立人を総務担当の取締役であった、と述べている。

また、A社の当時の代表取締役以下役員全員が押印した取締役会決議録で、標準報酬月額の減額について決議されたことが確認できる。

さらに、当該訂正処理後に社会保険事務所がA社に送付した回答書により、申立人が総務担当の取締役として当該処理に関与していたことが認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の総務担当取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理が有効でないものと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 9 月 1 日から 7 年 7 月 17 日まで
社会保険事務所の記録では、平成 6 年 9 月から 7 年 6 月までの期間に係る標準報酬月額が、実際の報酬月額より著しく低くなっている。
会社の経営状態が悪化し、厚生年金保険料の納付が遅れたことはあったが、滞納は無かった。私の知らないうちに減額訂正されているので、元の標準報酬月額に戻してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、A社は、平成 7 年 7 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は、同日後の同年 7 月 24 日付けで、6 年 9 月から同年 10 月までは 8 万円に、同年 11 月から 7 年 6 月までは 9 万 2,000 円に遡^{そきゅう}及して減額訂正が行われていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間当時 A 社の代表取締役として同社に在籍していたことが、同社の閉鎖事項全部証明書により認められる。

また、代理申立人は、A 社の厚生年金保険料の滞納は無かったと主張しているが、同社の平成 7 年度滞納処分票が社会保険事務所に保管されていたことから、少なくとも平成 7 年 3 月から同年 6 月までの滞納のあった事実が確認できる。

さらに、社会保険事務所の保管する平成 7 年の滞納処分票には、社会保険事務所の職員と申立人が保険料の納付について、複数回電話にて相談していることが確認できる上、7 年 3 月 13 日から複数回にわたり、社会保

険事務所と同社の経理担当の女性との間で電話により話をしてきた記録が残されており、この中には、当該経理担当の言葉として「保険料の納付については申立人しかわからない。」旨の記載があることから、当該訂正処理に申立人が関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1949

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月 1 日から 59 年 8 月 31 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務していた期間について、同社の記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、当該期間については、毎月の給与から保険料を控除されていた。

保険料控除を確認できる資料は無いが、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が、A社で住み込みの同僚であったとしている者は、申立期間において、同社に係る厚生年金保険被保険者となっていない。

また、申立人と当該同僚は、ともに、申立期間に係る昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間について、B社で雇用保険に加入している。

さらに、A社で厚生年金保険被保険者記録が確認できる一人は、「申立人はB社の修理工場に勤務し、A社に修理車両の納車等を行っていた。」と供述している。

加えて、社会保険事務所の記録では、申立人が申立期間に勤務していたと考えられるB社は、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所になっていない。

また、申立人は、申立期間に、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立期間について、社会保険庁が保管するA社の厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無く、同社は既に解散していることから、人事記録等の申立て

に係る事実を確認できる関連資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1950

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から7年11月15日まで
社会保険事務所の記録では、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が著しく低くなっている。当時は月額100万円くらいの報酬を得ていたので、報酬額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の減額訂正処理が行われた当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、商業登記簿謄本及び社会保険庁のオンライン記録により認められる。

また、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成元年4月から同年11月までは47万円、同年12月から5年7月までは53万円、同年8月から7年10月までは20万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（7年11月15日）の後の同年11月16日付けで、さかのぼって元年4月から同年11月までは6万8,000円に、同年12月から6年10月までは8万に、同年11月から7年10月までは9万2,000円に標準報酬月額の訂正が行われていることが、社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

しかし、申立人は、「当時の経理責任者が、既に支払われていた申立期間の社会保険料を、その後の社会保険料の未払い分を穴埋めするために、経理責任者として、管轄の社会保険事務所の職員と相談の上、さかのぼって標準報酬月額の訂正処理を行った。同氏から報告を受けたのは、当該訂正処理が行われた1年後である。」と述べているが、一方で、申立人は、「申立期間当時、A社には厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所に経理責任者と共に相談に行った。」と述べていること、及び、

「同責任者に代表者印を預けていた。」と述べている。

これらのことから、当時取締役の一員であり、申立人が会社の経理及び社会保険事務を担当させていた責任者が申立人の標準報酬月額の減額訂正を行った可能性がうかがえる。しかしながら、このような会社の業務としてなされた当該減額訂正行為について、申立人は代表取締役として業務執行の責任を負うべきであり、当該行為の結果である訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月ごろから 48 年 1 月ごろまで

私は、半年ほど先に入社していた小・中学校の同級生の紹介でA社に就職し、正社員として勤務したが、社会保険庁の記録からは欠落しているので、調査して訂正してほしい。

A社では、営業担当として夜間勤務、早朝出勤等もこなした割には、保険料を天引きされてしまい手取りが少なく、不満に思ったことを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の証言及び申立人の同僚、業務内容等の具体的な記憶から、申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人は、A社に、半年ほど先に入社していた小・中学校の同級生の紹介により、同社に入社したと述べているところ、この同僚の同社における被保険者資格取得日は、申立期間中の昭和 47 年 8 月 1 日であることが確認できる。

また、上記の同僚は、雇用保険と厚生年金保険の加入期間が一致しているが、申立人については、A社において雇用保険に加入していないことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が管理するA社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は見当たらず、申立期間において整理番号に欠番も無い。

加えて、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に当時の状況について照会したものの回答が得られないほか、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いや保険料控除に関する関連資

料や証言が得られない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1952

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月ごろから 45 年 3 月ごろまでのうちの 1 年間

私は、申立期間に A 市 B 区にある C 社に正社員として勤務し、建設工事の仕事をしていたが、社会保険庁の記録では、当該期間の厚生年金保険の記録が欠落している。調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時 C 社に勤務していた上司の名前及び同社での仕事の内容を詳細に記憶していることから、雇用形態及び勤務時期は特定できないものの、申立人は当該事業所にかかわる仕事をしていたと考えられる。

しかし、申立人は C 社の正社員として勤務していたと主張しているが、同社の元事業主及び申立期間当時の社員のうち連絡のとれた 4 名から、申立人が同社に勤務していたことを確認できる証言を得ることはできなかった。

また、元事業主は当時の雇用形態について、正社員以外に現場採用の従業員及び下請会社の従業員等が混在して働いており、厚生年金保険に加入していない者もいたと証言をしている。

さらに、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録は無く、C 社の元事業主及び上記社員 4 名は同社では雇用保険、健康保険及び厚生年金保険は一体で加入していたと証言をしていることを踏まえると、申立人は厚生年金保険に加入しない雇用形態であったと考えられる。

加えて、社会保険事務所が保管する C 社の健康保険厚生年金保険被保

険者原票に申立人の名前は無く、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無い。

そのほか、給与明細等申立人が事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1953

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 8 月 31 日から 24 年 5 月 1 日まで
② 昭和 27 年 10 月 1 日から 31 年 2 月 1 日まで

私は、申立期間①についてA組合に、申立期間②についてはB社のC出張所に勤めていた。同社では、昭和 24 年 5 月から 31 年 1 月末日まで継続して7年ほど勤務していたことになるが、社会保険庁の記録では、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、勤務の実態は推認できるものの、A組合は厚生年金保険適用事業所として確認することができない上に、申立人が名前を挙げた同僚及び上司は既に死亡し、又は連絡が取れないため、申立人の保険料控除に関する証言は得られなかった。

申立期間②について、昭和 32 年 3 月及び 33 年 3 月にD社に入社したとする者は、申立人が当該期間にB社C出張所に勤務していたと聞いている、と供述している。

一方、社会保険庁の記録では、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、同僚の証言からB社C出張所はD社設立のための仮設事業所的性格が強く、申立期間②においては厚生年金保険適用事業所としての要件を備えていなかったものと考えられる上、C出張所における数人の同僚にも、申立期間②に係るB社での厚生年金保険加入記録は無い。

さらに、申立人はB社において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保管しておらず、

保険料控除についての記憶も明確ではない。

加えて、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人について昭和27年10月1日の資格喪失以降に再取得の記録が無く、健康保険の整理番号にも欠番が無い。

また、B社では、申立期間当時の人事記録等が保存されておらず、申立人の勤務実態及び保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年2月から21年8月まで

私は、昭和19年2月に船舶Aの船員としてB社に入社し、軍の指示輸送業務で同年5月にC社の陸軍の物資輸送業務に従事するため戦地G島に向け出港した。

昭和20年4月20日に船舶Aが沈没し、C社所有の船舶Dに乗船し、引き続き陸軍の物資輸送業務に従事した。昭和20年8月の終戦後、証拠となるものは破棄した方がよいと言われ、船員手帳を破棄した。

昭和20年10月に復員準備のため移動中、G島I港で船舶Eに乗船し、そのまま船員として連合軍の指示によりJ国の兵士や連合軍の移動輸送に従事した後、21年8月に復員しB社本社に集合して船員全員が退職した。

この間にN社において厚生年金保険の被保険者記録があるということであるが、私は、昭和18年11月以降は同社で勤務しておらず、申立期間はB社から給料が自宅に送金されていたので、申立期間を同社における船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和19年2月からB社の社員として船舶Aに、20年4月からC社所有の船舶Dに、20年10月からは船舶Eに乗船していたとしている。

しかし、船舶Aについて、M社の人事担当者は、「申立人の申立てに係るB社は、申立期間当時は存在していたが、昭和22年に解体され、現在のM社とは別会社である。」としながらも、当該担当者は、「当時の役職員名簿を保管しているが、申立人の氏名は見当たらない。また、当時のB社が所有していた船舶の中に船舶Aは確認できない。」旨の回答をしている。

さらに、昭和 17 年 12 月に B 社の船舶部が独立して設立された F 社（現在は、H 社）は、申立人の在籍及び船舶 A の保有について「当時の資料は保管されておらず不明である。」旨回答している。

船舶 D について、申立人が同船舶の後に乗船したとする船舶 E の乗船名簿（申立人保管）によると、申立人の所属会社は C 社となっていることから、船舶 D は同社所有の船舶であったものと考えられるが、同社は、K 国における日本の前衛陣地の役目を目的として戦時下に設立された会社であり、社会保険事務所の記録では、同社は船員保険の適用事業所となっていない。

また、申立人が船舶 A 及び船舶 D に乗船していたと述べている期間については、社会保険事務所の記録によると、申立人は当該船舶とは関係の無い N 社において、厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

船舶 E について、申立人の保管する昭和 21 年 6 月 17 日付け船舶 E 乗員名簿において申立人及び申立人の記憶する同僚 3 名の氏名が確認できることから、申立人が当該船舶に乗船していたことが認められる。

しかし、上記乗船名簿に記載されている同僚 3 名についても船員保険の記録は確認できない。

また、インターネットによって船舶 E を検索したところ、同船舶は L 社が陸軍から委託された船舶であり、申立人が同船舶に乗船したとする昭和 20 年 10 月より前の同年 8 月 10 日に軍に返船されたとされている。

さらに、上述の同僚 3 名はいずれも既に死亡しており証言が得られない。これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことを認めることはできない。